

令和7年11月八戸市教育委員会定例会

## 提　　出　　議　　案

## 11月八戸市教育委員会定例会に付議すべき事件

## 議案第37号 八戸市総合教育センターの設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の

議案第37号

八戸市総合教育センターの設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

八戸市総合教育センターの設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和7年11月20日 提出

八戸市教育委員会

教育長 齋藤 信哉

理 由

総合教育センターの運営状況の実態に合わせ開館時間を変更するとともに、毎週土曜日を閉館とするためのものである。

## 八戸市教育委員会規則第 1 号

### 八戸市総合教育センターの設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

八戸市総合教育センターの設置等に関する条例施行規則（平成元年八戸市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次のとおり」を「午前9時から午後5時まで」に改め、同条各号を削る。

第3条第1号中「日曜日」の次に「及び土曜日」を加え、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

### 附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

八戸市総合教育センターの設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>(開館時間)</p> <p>第2条 八戸市総合教育センター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるとときは、これを変更することができます。</p> <p>(1) <u>月曜日から金曜日まで（水曜日を除く。）</u>            (2) <u>水曜日 午前9時から午後4時30分まで</u>            (3) <u>土曜日（毎月の第2土曜日及び第4土曜日を除く。）</u> 午前9時から正午まで</p> <p>(休館日)</p> <p>第3条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるとときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日            (2) <u>毎月の第2土曜日及び第4土曜日</u>            (3) (略)            (4) (略)</p>	<p>(開館時間)</p> <p>第2条 八戸市総合教育センター（以下「センター」という。）の開館時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるとときは、これを変更することができます。</p> <p>(1) <u>月曜日から金曜日まで（水曜日を除く。）</u>            (2) <u>水曜日 午前9時から午後4時30分まで</u>            (3) <u>土曜日（毎月の第2土曜日及び第4土曜日を除く。）</u> 午前9時から正午まで</p> <p>(休館日)</p> <p>第3条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるとときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1) 日曜日 _____            (2) <u>毎月の第2土曜日及び第4土曜日</u>            (3) (略)            (4) (略)</p>